

奥多摩町地域包括支援センター業務継続計画 (Business Continuity Plan)

災 害 編

1 総則

この計画は、奥多摩町（以下「町」という。）において発生しうる災害リスクに対して、できる限りの予防を行うとともに、不測の事態が発生した場合に、奥多摩町地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）が初動の対応から通常への回復までの業務を円滑かつ適切に行い、地域の高齢者等に対する介護予防業務への影響を抑制するためのものである。

(1) 基本方針

自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当該事業所の実施すべき事項を定め、平素から準備を行う。これにより危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限にとどめる環境を整える。本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ① 利用者の安全確保 利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ② サービスの継続 利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③ 職員の安全確保 職員の生命を守り、生活の維持に努める。

(2) 全体像

自然災害発生時の対応フローチャート（別紙1）を参照し、事前準備として平常時からの対応と自然災害が発生してからの対応の流れを踏まえる。

(3) 推進体制

災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要があることから、継続的かつ効果的に取組みを進めるための推進体制を構築する。また、災害対策の推進には包括センターの一部門で進めるのではなく、保健福祉センター全体で関与することが効果的であり、現状に即して既存の奥多摩町地域防災計画の連絡体制、動員体制、組織体制を有効に活用する。

(4) リスクの把握

- ① ハザードマップなどの確認 地震、土砂災害などの災害リスクの頻度や影響度は事業所の立地によることが大きいことから、自治体が公表するハザードマップなどを確認し、これら災害リスクを把握した上で対策を検討する。
- ② 被害想定 東日本大震災について厚生労働省が発表した報告書により、震度7の大地震後のライフラインの復旧の目安は、電気が1週間、水道が3週間と想定する。

そうした際の出勤体制を予め確認するとともに、車での通行が不可能となることを想定し徒歩、自転車及びバイクなどでの出勤が可能な人員数を把握する。

(5) 優先業務の選定

インフラの停止、職員不足など災害時に特有な業務の発生などにより、災害時には業務量が増大することが想定されるため、あらかじめ優先して継続・復旧すべき事業を決めておく必要があるが、全体として基本方針に則って進めていく。

(6) 研修・訓練の実施

① 業務継続計画（以下「BCP」という。）を関係者で共有

策定したBCPの内容について、当該職員で抜けや漏れがないかを確認する。

② BCPの内容に関する研修

研修の時期及び回数等は次のとおりとする。

ア 入職時研修 新規採用時にBCPの概念や必要性に関する研修を実施する。

イ BCP研修 全職員を対象に年1回以上実施し、災害及び感染症に係るBCPの内容を共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行に努める。

③ BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）

年1回以上、災害の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替、物資調達の方法等の確認などについて机上訓練及び実施訓練を実施する。

(7) BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させる。

① BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

② 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。

③ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2. 平常時からの対応

平常時から、計画の周知、見直し、研修及び訓練を行い、災害の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める。

(1) 建物・設備の安全対策

包括センターが所在する保健福祉センターは、新耐震基準が制定された1981(昭和56)年以降の建物であるが、利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。

① 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

② 設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ ガラス等が破損して飛散した場合に、特に留意が必要な個所や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

(2) ライフライン停止時の対策

① 電気が止まった場合

電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。非常用自家発電機の燃料について一定程度確保し

ておく。

② 水道が止まった場合の対策

（飲料水）必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。飲料水を以下の計算式に従い用意する。

3リットル / 人 / 日 × ●人分（職員を含める）× 7日（最低3日）

- ・大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。
- ・ろ過式の浄水器を備蓄する。
- ・飲料水用の長期保存可能なペットボトルなどを備蓄する。

（生活用水）生活水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。生活水の多くはトイレ、食事、入浴で利用するもの。

- ・トイレでは、簡易トイレやおむつの使用
- ・食事では、紙皿・紙コップの使用
- ・入浴では、清拭で対応

③ 通信が麻痺した場合

被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

- ・通信機器、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。
- ・携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、災害時有線電話の活用。

④ 情報システムが停止した場合

BCP等の災害対策の書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。パソコン、プリンタ等の稼働が必要な機器の対応策を検討する。

- ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水の恐れのない場所に保管しておく。
- ・PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。
- ・いざという時に持ち出す重要書類をあらかじめ決めておく。

⑤ 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りのない空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

(3) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品を、備蓄品リストに整理し、計画的に備蓄する。行政からの支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。

3. 緊急時の対応

発災時には、安否確認・応急救護など、通常時には行う必要のない特殊な災害時業務に対応するため、あらかじめ役割と組織を決め、訓練等を行う。

(1) BCPの発動基準

リスク把握で洗い出したリスクに対し、町災害対策本部長の指示によりBCPを発動

する。

(2) 対応体制

対応体制や役割分担については、既存の検討組織を活用しつつ、復旧後に活動を振り返るために活動記録を取るとともに、役割を加える。

(3) 対応拠点

奥多摩町地域防災計画により、町から指示があった場合等において、災害等の状況に応じ保健福祉センター内に災害対策本部分室の設置を検討する。

(4) 安否確認

① 利用者

利用契約者及び災害時避難行動要支援者リストに基づく安否確認が必要な方に、速やかに安否確認を行い、管理者に報告する。

災害発生時で、事業が継続できる場合は、可能な範囲で、戸別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との調整を行う。

災害発生時に事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

② 職員

緊急連絡網にて、職員の安否確認を速やかに行う。自宅等で被災した場合は、電話、携帯メール、SNS、災害用伝言ダイヤル等で、当該事業所に自身の安否情報を報告する。報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤できる状態かどうかとする。

(5) 職員の参集基準

災害時は通信網の麻痺などにより、包括センターから職員への連絡が困難になるため、そうした際の参集体制を予め確認する。

参集基準については奥多摩町地域防災計画の動員体制を活用する。

下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

① 自宅が被災した場合

② 自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

(6) 職員の管理

災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、休憩・宿泊場所を指定する。また、災害発生後長時間勤務となる可能性があり、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組めるよう、災害時の勤務シフトを検討する。

(7) 復旧対応

① 破損個所の確認

破損個所の確認のために、被害のあった個所は写真を撮り、記録する。

② 業者連絡先一覧の整備

建物本体および設備等に関する事業所の非常時の連絡先を予め確認しておき、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備する。

③ 医療機関やガソリンスタンド等は平常時から災害時における対応方法を取り決める。

4. 他施設および地域との連携

(1) 連携体制の構築

単独での事業継続が困難な事態を想定して、平常時から包括センターを取り巻く関係機関との協力関係を日ごろから構築する。

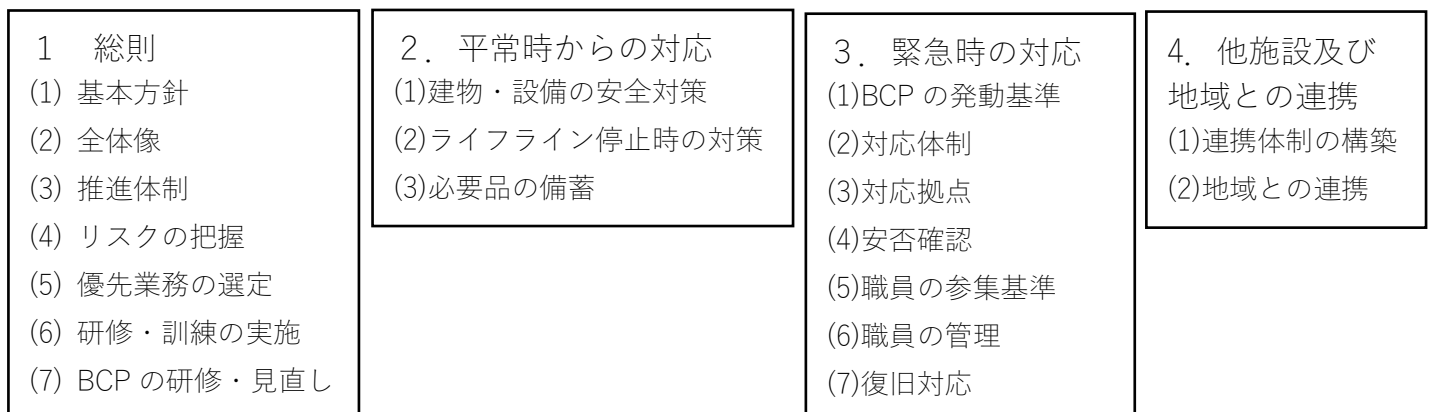
(2) 地域との連携

奥多摩町地域防災計画により、町から指示があった場合に、特別避難所を開設する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1) 自然災害発生時の対応フローチャート



1 から 4 までの流れで対応することが求められる

